


所管部課	学校教育部 教育総務課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市立児童館処務規程について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	青少年課				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年4月1日付で行われる組織改正に伴い、教育委員会における訓令として新たに制定するものである。</p> <p>(1) 制定する訓令 東大和市立児童館処務規程</p> <p>(2) 主な内容 東大和市立児童館の所管事務、職員並びに職責に関することを定める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 東大和市立児童館に関する事務を適切に執行できる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み。 ・令和4年3月23日開催の令和4年第3回東大和市教育委員会定例会において承認済み。 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。